

第16回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和5年8月8日（火）

農村環境改善センター 農事研修室

第16回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年8月8日(火)

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤英夫

4、出席委員(15名)

1番 平賀久雄

2番 齊藤義信

3番 小川一成

4番 穴倉喜八郎

6番 増田健二

7番 平賀武

8番 加藤岡一弘

9番 内山充弘(会長職務代理者)

10番 中村和敏

11番 川嶋一美

13番 内海亮一

14番 梅原英男

15番 齋藤重幸

16番 鵜澤英夫(会長)

17番 今関喜明

5、欠席委員(2名)

5番 川寄篤之

12番 板倉小百合

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(整理番号1~2)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

(整理番号1~2)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について

(利用権設定)

第6 議案第4号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に

係る意見について

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(整理番号1)

第8 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(整理番号1~2)

第9 報告第3号 軽微な農地改良の届出について（整理番号1）

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	千葉利憲
主任書記	長谷川聡彦	書記	谷口智

◎開 会

○議長 ただいまより、第16回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、15名で定足数に達しておりますので、第16回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日は、川寄篤之委員、板倉小百合委員から所用のため、欠席の旨連絡がありましたことを、報告いたします。

(午後 3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、平賀久雄委員及び齊藤義信委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～2)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、北今泉字南上ノ台、地目 畑の1筆、面積153平方メートルを贈与により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中より右上付近に1-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから4ページまでにな

ります。

次に、整理番号2、申請地は、大網字笹塚、地目 田の1筆、面積1,021平方メートルを
売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためござい
ます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中より右上付近に1-2と
示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから8ページまでにな
ります。

なお、整理番号1から2の権利者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつ
きましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと
認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますの
で、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 議案第1号、整理番号1について調査報告をいたします。

詳細は事務局説明のとおりです。調査は8月6日、市東推進委員と一緒に、権利者宅でお
話を伺いました。

また、義務者には遠方のため、電話で確認しました。双方とも今回の申請に間違いがないと
のことでした。

権利者、義務者は姉妹であり、申請地は以前から権利者が管理しているそうです。

義務者は遠方で、また、高齢のため、今回の申請に至ったものです。

特に問題ないと思いますが、皆様の慎重審議、よろしく申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは、議案第1号、整理番号2の調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

なお、調査につきましては、調査委員3名のうち、川寄委員を中心として調査を実施して
参りました。

はじめに、現地確認でございますけれども、8月2日に川寄委員、関本推進委員と3名で実施しております。現地の調査結果では、案件の田んぼは、周囲が住宅に挟まれており、決して、恵まれている環境ではございませんでした。

しかし、田んぼは作付けされており、綺麗に管理されておりました。これは、権利者側で作付けしたということでございます。

なお、聞き取り調査につきましては、川寄委員が行いましたけれども、都合により本日、欠席をすることになりましたので、権利者、義務者の報告につきましては、内容を引き継ぎ、私の方からご報告をさせていただきます。

まず、権利者につきましては、7月29日に行われております。

権利者が購入しようとしたきっかけにつきましては、義務者から田んぼの新たな耕作者が見つからず、遠方なこともあり、管理ができないので、購入をしてくれませんかと話を持ちかけられたそうでございます。所有している農地に近接していることから、購入することに決めたそうでございます。

次に、義務者につきましては、7月31日に調査が行われました。

義務者は遠方のため、電話で確認をしております。

内容につきましては、今まで耕作をしていた方から返されてしまったため、第三者を介し、権利者を紹介されたとのことございまして。早速、田んぼの耕作のお願いをしたところ、快く引き受けていただきましたので、お願いしたとのことございまして。

以上が今回の調査結果でございます。

慎重ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定をいたします。

◎議案第2号(整理番号1～2)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

なお、本日審議いただく整理番号1から2の案件は、権利者が同一人であつ、同一事業であり、工事期間における作業用地としての一時転用で関連がありますことから、一括して上程し、審議をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしとの声がありましたので、異議なしと認め、事務局から議案第2号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、清名幸谷字水神、地目 田の1筆、面積961平方メートルの内25平方メートル、整理番号2、申請地は、清名幸谷字水神、地目 田の1筆、面積1,021平方メートルの内25平方メートルをそれぞれ賃借権設定し、養安寺送水管管内掃除工事(B工区)作業用地として、一時転用しようとするものでございます。

なお、工事期間は令和5年12月31日までの予定であり、一時転用事業の完了後において、農地に復元する誓約書が添付されております。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の③をご覧くださいまして、真ん中より右上付近に2つに点在して2-1、2-2と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地地区の道路にガスの送水管を埋設しており、経年により埋設管内に汚れがあり、管内掃除工事を行う作業車両の通行のための作業用地として計画したとのことであります。

計画の概要は、大型土のうの上に土木シートを敷き、更に鉄板を敷くものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、9ページから21ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地であります。例外許可として、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる場合は、3年以内の一時転用を許可することができるとなっております。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を自己資金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、大型土のうの上に土木シート、更に鉄板を敷き、埋立て等を行わないことから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準につきましては、特に支障はないものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から2の案件につきましては、一括して、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号1と2を一括して報告します。

8月1日、齊藤委員と現地に赴き、権利者並びに2名の義務者には電話での対応となりました。

内容については、事務局の説明のとおりです。

権利者の方から、期限内に作業用地として使い、農地に復元するという話でありました。

義務者の2名は、今回の申請に間違いのないことでした。

委員の皆様の慎重審議、よろしく申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から2について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

議案第2号、整理番号1から2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から2は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第2号、整理番号1から2につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号(利用権設定)

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

それでは、事務局から議案第3号の整理番号1から3について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の4ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は3人、利用権の設定をする者は3人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が11筆で、面積15,066平方メートル、畑が4筆で、面積3,215平方メートル、田と畑の合計面積は、18,281平方メートルでございます。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別及び件数は、更新が3件でございます。

整理番号1から3の、所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、四天木、田が5筆、7,818平方メートル、畑が4筆、3,215平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、30キログラム、更新。

整理番号2、南今泉、田が1筆、2,169平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、120キログラム、更新。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

整理番号3、細草、田が5筆、5,079平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、90キログラム、更新。

なお、整理番号1から3の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、整理番号1から3につきましては更新契約の利用権設定案件でありますので、調査報告は省略させていただきます。

これより、整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1から3に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から3について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から3について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から3の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第4号

○議長 次に、日程第6、議案第4号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局から議案第4号について、説明をお願いいたします。

なお、説明にあたり、農業振興課職員の入室を認めます。

(農業振興課職員 入室)

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

議案第4号でございます。本案は令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が一部改正されたことに伴い、本市において平成26年10月6日に策定されました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更するにあたり、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められているものでございます。

詳細につきましては、農業振興課から説明させていただきます。

○農業振興課 農業振興課農政班の鶴澤と申します。

私から、議案第4号、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、ご説明いたします。

最初に、本日の議案書8ページをお願いいたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきましては、平成26年度に見直しを行っておりますが、今年4月にこの基本構想の法的根拠法令となります、農業経営基盤強化促進法が一部改正されたこと。

また、この法改正に伴い、都道府県が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を、千葉県が今年6月に変更したことに伴い、市町村が策定する基本方針を変更するものとなります。

この基本構想の変更にあたっては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、農業委員会に意見を照会するものとなります。

次に、議案書の9ページをお願いいたします。

今回の基本構想の変更の概要について、ご説明いたします。

最初に、基本構想の概要となりますが、基本構想は農業経営基盤を強化することで、農業の健全な発展に寄与することを目的として、目指すべき本市の農業構造の目標や、育成すべき、効率的かつ安定的な農業経営の指標を明らかにするとともに、その目標の実現に向けて

実施していく、各種施策の実施方針等を定めるものであり、農業経営基盤強化促進法第6条第1項において、市町村は政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めることができると位置付けられております。

次に、基本構想の内容でございますが、現行の基本構想には、農業経営基盤強化の促進に関する目標などの事項を明記しており、平成26年度に見直しを行っております。

次に、変更理由でございますが、先ほどの概要でもご説明いたしましたが、農業経営基盤強化促進法の一部改正と、千葉県の基本方針の変更に伴い、本市の基本構想を変更するものであり、その変更にあたり、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、農業委員会及び関係する農協に意見を照会するものとなります。

次に、基本構想の主な変更点について、ご説明いたします。

議案書の10ページをお願いいたします。

基本構想の主な変更点といたしましては、大きく分けて、1つ目、農業経営基盤強化促進法の一部改正によるもの。

2つ目、千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の変更によるもの。

3つ目、その他の変更になります。

最初に、農業経営基盤強化促進法の一部改正によるものでございますが、新たに農業を担う者の確保及び育成に関する事項。

また、農業経営基盤強化促進対策事業に関する事項において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第19条第1項等に関する事項、こちらは地域計画等になりますが、この項目を追加しております。農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、地域計画の策定に係る、農業者等による協議の場の設置等に関する規定。第19条第1項は、この協議結果を踏まえた地域計画の策定に関するものとなります。

また、農用地利用集積円滑化事業につきましては、現在、廃止されておりますので、全体を通して、項目を削除しております。

次に、千葉県の基本方針の変更によるものでございますが、県の基本方針の変更に合わせて、効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標では、所得の目標を主たる従事者1人当たり520万円。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成確保に関する目標では、所得の目標を270万円に変更しております。

次に、その他になりますが、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用

の集積に関する目標において、今回の変更では、利用集積の目標面積を 676 ヘクタール。目標シェアを 35 パーセントに変更。

また、営農類型の区分から、施設花き専作及び酪農専業を削除しております。

なお、従前の制度から名称等が変更となったものについて、全体を通して、人・農地プランを地域計画に、農業生産法人を農地所有適格法人。水田農業構造改革対策を経営所得安定対策に修正しているほか、条項の追加、削除をしております。

最後に、基本構想の変更スケジュールでございますが、7月に変更案を作成し、千葉県に事前に内容の事前に内容の確認また、農業委員会及び山武郡市農業協同組合に意見を照会しております。8月には、農業委員会及び農協の意見を踏まえて、変更を修正した上で、9月に千葉県へこの基本構想に関する同意協議を行い、県から同意をいただいた後、本構想を変更した旨を公告し、変更の手続きは完了となります。

私からの説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局及び担当課より、議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結し、採決いたします。

ここで、農業振興課の職員の皆様には退室していただきます。

農業振興課の職員の皆様、ありがとうございました。

(農業振興課職員 退室)

○議長 それでは、議案第4号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号は、原案のとおり決定することとし、また、意見なしとして、市長に回答いたします。

◎報告第1号～報告第3号

○議長 続きまして、日程第7、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出につ

いて、日程第8、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、日程第9、報告第3号、軽微な農地改良の届出についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書50ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は1件でございます。

農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の51ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地及び権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届出地について、それぞれ転用しようとするものでございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の52ページをご覧ください。

軽微な農地改良の届出は1件でございます。

土地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地を盛土後、耕作しようとするものでございます。

届出書類は調べておりますので受理をいたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第3号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第7から日程第9の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 川嶋委員。

○川嶋委員 各委員において、現在、遊休農地調査を進めていると思います。タブレット端末を現地で開こうとすると通信の状況が良くないのか、元の画面に戻ってしまうのですが、何かしらの対応策があったら教えてください。

○事務局 川嶋委員からサーバーとの接続に不具合があるとの報告をいただきましたが、移動中のサーバーの断絶が想定される中で、機能としてオフラインモードの運用でデータを持ち出して現場で使うことができますので、農業会議に確認した後に各委員へお知らせしたいと考えております。

○議長 それでは、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

それでは、ほかにございませんか。

◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これにて、第16回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 3時43分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年8月8日

農業委員会会長

鶴澤英夫

署名委員

齊藤義信

署名委員

平賀久雄